

第2次行政改革推進実施計画

平成13年12月

枚方市

目 次

はじめに	-----	1
． 目的及び理念	-----	2
． 目標	-----	2
． 計画の期間と進行管理	-----	2
． 現行の計画等との関連について	-----	3
． 取り組むべき改革課題と方針	-----	3
． 取り組み課題一覧（ 1 3 分類 1 0 3 課題 ）		
1 ． 職員の意識改革の推進	-----	4
2 ． 職員の勤務時間等の見直し	-----	5
3 ． 人件費の削減及び見直し	-----	6
4 ． 財政運営の改革・改善	-----	7
5 ． 行政の情報化（ I T 活用 ）	-----	8
6 ． アウトソーシングの導入	-----	1 0
7 ． 事務事業の再構築	-----	1 4
8 ． 事務事業の効率的執行	-----	1 8
9 ． 外郭団体及び関係団体運営の見直し	-----	2 0
10 ． 環境保全への対応	-----	2 1
11 ． 市民への情報提供体制等の充実	-----	2 2
12 ． 財源の確保	-----	2 3
13 ． その他	-----	2 4

はじめに

地方分権の進展と財政悪化に直面している地方自治体の今日的状況を踏まえ、本市は、少子化、高齢化、情報化の進展や環境問題の深刻化などに対応し、40万都市にふさわしい枚方を築くためには、行政改革の推進が不可欠との認識にたってきた。

平成8年6月、市民及び各界の代表者や学識経験者からなる行政改革推進会議から「枚方市における行政改革推進のための提言」を受け、同年12月に「枚方市行政改革大綱」を策定した。平成9年5月には、「行政改革大綱」に沿った年度ごとの具体的改革方策と数値目標を掲げた「行政改革推進実施計画」を定め、各改革課題の達成に向けた取り組みを開始した。さらに平成10年10月には「行政改革大綱」および「行政改革推進実施計画」を補正補完するものとして「事務事業再構築プラン」を策定し、民間活力の導入や執行体制の見直しなどの課題をより一層推進するなど、一定の効果を上げている。

しかしながら、こうした改革努力にもかかわらず、長引く景気低迷や税制改正の影響による税収の落ち込みと、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の増加により、本市財政は財政再建準用団体への転落さえ予測される危機的状況に直面した。そこで平成11年12月に、平成13年度末までを計画期間とした「財政再建緊急対応策」を策定し、財政健全化に向けた取り組みを実施している。今後本市では、第2清掃工場や火葬場の建設等の都市基盤整備の推進や団塊世代の職員の定年退職時期を間近に控える中で、市民ニーズへの対応など、行政経費が確実に増加すると予測されている。

こうした状況のもと、赤字体質からの脱却を図り、将来の安定した財政基盤を構築するため、この間取り組んできた行政改革の総括のうえに立ち、さらに一步踏み込んだ、アウトソーシングを柱にした、平成14年度から平成23年度までの10年間にわたる行政改革の目標と具体的方策を示す「第2次行政改革推進実施計画」をここに策定するものである。

平成13年12月

新しい時代の市民ニーズに応える強固で 安定した行財政基盤の確立をめざして

目的及び理念

地方公共団体は、その事務執行に当たっては「最小の経費で最大の効果」を發揮するとともに、住民福祉の増進に努めることが求められている。一方で、常に社会状況や経済状態を念頭におき、市民レベルに目線を合わせた事務執行も強く求められている。

特に、今までのような右肩上がりの経済成長が望めない状況の中にあっても、行政サービスを低下させることなく多様な市民ニーズに応えていかなければならない。また、第2清掃工場や火葬場の建設等、市民の日常生活において不可欠な都市基盤整備は喫緊の課題となっている。

21世紀においては、徹底した情報公開を行い、多くの市民参加を実現して、NPO・ボランティアを活性化させ、共同共生のコミュニティをつくりあげることが期待されている。このような大きな流れの中、「小さな市役所」で効率的で質の高い行政の役割を發揮していかなければならない。そして、枚方で子どもを生き育てたい・老後も枚方で暮らしたい・枚方に住み続けたいという意識の醸成を促進することを通じて、市民が誇れる21世紀の新しいまちの創造に大きく寄与することが肝要である。

行政改革は、地方分権時代に本市が責任を持ってこれらの政策課題に取り組むために日常不断に行うものであるとの認識のもと、「枚方市における行政改革推進のための提言」および「枚方市行政改革大綱」の理念を踏襲し、市議会・行政改革推進協議会等の意見も取り入れ、平成12年度で終了した「行政改革推進実施計画」に引き続き、第2次行政改革推進実施計画を策定するものである。

目 標

1. 赤字（累積赤字）財政からの脱却

平成14年度以降10年間を累積赤字解消の取組期間とし、平成23年度には実質収支の黒字転換を図る。

2. 職員数の適正化

平成13年度の普通会計職員数2,676人から当面400人の削減を行い、平成23年度当初の職員数を2,276人（注）を含む）とし、引き続き職員の削減に努める。

他の会計の職員数は普通会計職員数の削減に準じた取り扱いをする。

職員構成の適正化を図るため、一定の職員採用を行うとともに、職員削減状況に応じて適宜、職員定数条例の改正を行う。

近くピークを迎える職員の定年退職に備え、適切な対応を図る。

計画の期間と進行管理

計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10年間とし、短期・中期・長期に区分し対応する。なお、計画実施にあたっては、実施予定時期にこだわらず、可能なものはできるだけ短期に前倒しする方向で取り組むと同時に、進行管理を徹底し各々の節目には計画の見直しを行い、必要に応じて課題の補正を行う。

短期（3年）	平成14年度～平成16年度
中期（3年）	平成17年度～平成19年度
長期（4年）	平成20年度～平成23年度

現行の計画等との関連について

「行政改革推進実施計画」は平成12年度で終了したところであるが、平成13年度は「財政再建緊急対応策」の最終年度となることから、これの未達成部分の実施に重点的に取り組む。そして、「財政再建緊急対応策」は期間を限定し、かつ目標額を掲げて取り組んだことから、独自の集約を計画終了時点で行う。

また、第2次行政改革推進実施計画の策定にあたっては、「行政改革推進実施計画」、「事務事業再構築プラン」および「財政再建緊急対応策」の未実施分を取り込む。さらに、現在、複数となっている各種計画を第2次行政改革推進実施計画に一本化し、分かりやすい計画とした。

取り組むべき改革課題と方針

1. 改革課題

取り組む課題は、全体で13分類103課題とする。

(具体的内容は、「第2次行政改革推進実施計画取り組み課題一覧」のとおり)

2. 方針

庁内体制の活性化推進をめざす

職員一人ひとりが仕事の役割分担を自覚し、意欲を持って業務に取り組める庁内体制の推進と活性化に努める。

行政・市民・事業者による共同社会の実現をめざす

本市行財政の現状を認識し、行政の役割分担を明らかにするとともに、行政コストの縮減等のため、民間に委ねられることは、民間活力を最大限活用する。事務事業のアウトソーシング導入については、あらゆる可能性を視野に入れて取り組むとともに、施設整備及び管理運営にあたっては、民間委託、PFI及びNPO等の活用をもとに、行政・市民・事業者による共同共生の取り組みに努める。

地方分権時代に対応した行政運営体制の確立をめざす

施策や事務事業について、成果と達成状況の的確な評価を行い、効果と効率性を最大限に生かす行政評価システムを拡充し、行政評価による総合計画と予算の連携を図り、PDCA(Plan Do Check Action)サイクルの確立とともに、施策や事務事業の成果や達成状況の公表により、行政の透明性を高め、市民への説明責任を果たす行政運営体制の確立をめざす。

IT化推進による電子自治体の実現をめざす

新しい情報通信技術を活用し、情報通信基盤や行政情報システムの整備を行い、行政事務の電子化による簡素で効率的な行政組織の確立とともに、市民への情報サービスの充実のため、情報の高度利用とネットワーク化を進めるなど、IT化推進による電子自治体の実現をめざす。

市民が安心して生活できる環境保全都市をめざす

市内に残された自然環境を守り、ISO 14001の認証取得を契機に、ごみ半減化の推進や環境負荷の低減化など、市民一体となった環境保全都市をめざす。また、公共施設建設に際しては、環境に配慮した施設整備を行う。

第2次行政改革推進実施計画取り組み課題一覧

<表の見方>
実施：改革課題の内容を概ね実施することを表す。
一部実施：改革課題の内容を一部実施し、さらに、実施に向けて取り組みを継続するものを表す。
継続：13年度以前から引き続き改革に取り組んでいるもの、または、改革課題の内容を概ね実施した後も、取り組みを継続するものを表す。
検討：改革課題の実施に向けての検討及び手続き等の準備を進めることを表す。
(注)：地方公務員法第28条の4又は5に規定する者を予定。

1. 職員の意識改革の推進

行政改革を進めるに当たって、国の公務員制度改革の推移も把握しながら、その担い手となるべき職員が持てる能力を十分に発揮し、意欲的に職務を遂行するよう、制度見直しを含めて職員の意識改革を図る。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
職員提案制度の推進	職員提案制度は、職員の創意で行政への参加意識を満たし、職員の意識改革を促すことを目的としている。平成13年8月に職員提案制度の活性化を図るため、従来は改善提案、実績報告、施策提言としていたものを日常業務の事務改善の実績報告を重視した形での実績提案と施策提言に改めるとともに、新たにほう賞制度を設けた。今後とも、各職場からの提案の推進に努め活性化を図る。	継続					行財政再建 緊急対策室
職員研修の充実及び 公用車事故再発防止 の推進	職員研修の充実 清潔で市民に信頼される公正な職員の育成や、地方分権に伴う新たな行政課題に柔軟に対応するため、基本的、共通的な知識・技能の習得と行政能力の向上を図るため、職員研修の一層の充実に努める。 ・民間企業における経営感覚、コスト意識、接遇を学習する派遣研修を継続するとともに、民間企業の社員との交流を通して、学習する異業種交流研修を行う。 ・職員の自主研修の場として夜間に研修を設定し、自己啓発を促すとともに、若手職員による自主研究グループも育成する。 ・職場研修・人権職場研修担当者研修を充実し、効果的なOJT（職場研修）の実施に取り組む。 公用車事故再発防止の推進 公用車事故は職員のちょっとした不注意から発生している場合が多く、事故再発防止は交通マナーの遵守を含め、職員個々の自覚に委ねられるが、今後、さらに職員研修の充実・強化を図るとともに、事故発生時には、職員自身が事故発生原因等について認識し、事故防止の自覚を促す取り組みを推進する。	実施	継続				総務部
人事制度	目標管理制度 目標管理制度は、主要な業務を効率的かつ効果的にまた、計画性を持って確実に実現していくため、上司と部下が共通認識のもとに目標を設定し、その達成に向けて自らの職務を管理していくシステムである。 現在、参事級以上の職員を対象に「目標管理制度」を実施し、勤勉手当成績率に反映しているが、今後、対象を全管理職まで段階的に拡大をしていく。 現業職員の異動 行政改革を推進していく上で、今まで以上に適正な人員管理が求められることから、現業職場において職場間及び異職種間異動を実施していく。	継続					総務部
労働協約の点検・見直し	過去、職員団体等と締結した協約・覚書等で今日の状況から検討の必要なものについて点検・見直しを行う。	実施					主行財政再建 緊急対策室 総務部

2 . 職員の勤務時間等の見直し

職員の勤務時間、休暇について他都市の状況等も視野に入れ実態に即した形に見直しを行う。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
勤務時間の見直し	<p>本市職員の勤務時間は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び同施行規則で1日7時間45分（週38時間45分）と定めているが、「職員の勤務時間に関する特別措置条例」の規定により、1日7時間30分（週37時間30分）となっている。今後、市民サービスの向上を図る観点から、他都市の状況等も参考にしながら、1日当たりの勤務時間を15分延長し、7時間45分（週38時間45分）に見直しを行い条例整備を図る。</p> <p>(参考) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 職員の勤務時間は休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当り38時間45分を下らず40時間を超えない範囲内において規則で定める。 職員の勤務時間に関する特別措置条例 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条の規定の適用については、当分の間同条第1項中「38時間45分」とあるのは「37時間30分」とする。</p>	実施					総務部
休暇制度の見直し	<p>現行8日となっている夏季休暇について、府下各市及び類似都市等の状況を踏まえ、付与日数の見直しを行う。</p> <p>(参考) 本市の付与日数の推移 ・昭和62年度 8日を7日に変更 ・平成9年度 7日を8日に変更</p>	実施					総務部

3 . 人件費の削減及び見直し

今後、市税収入の増が見込めない状況下で、財政再建を図るためには経常的経費の削減が必要であり、中でも、特に大きなウエートを占める人件費については、業務内容との整合性や国、府、他都市との給与水準比較など、あらゆる角度から検証を行い見直しを進める。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管																				
		14	15	16	17~19	20~23																					
職員数の削減	<p>「長期財政運営の見通しと目標」を踏まえ、平成14年度から23年度当初までの10年間で普通会計職員数を400人削減する。また、特別・企業会計においても、これに準じた削減を実施する。</p> <p>人員削減数</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月1日現在職員数(普通会計ベ - ス) 2,676人を平成23年4月1日に2,276人(注)を含む)とし、引き続き職員の削減に努める。 	継続					主行財政再建 緊急対策室 総務部																				
時間外勤務等の執行管理の徹底	<p>時間外勤務等の適正な執行管理に努めるとともに、ノー残業デーの徹底や休日振替制度の活用等により、時間外勤務手当の削減を図る。</p> <p>(参考) 時間外勤務手当の執行状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 7 年度</td> <td>329,859 時間</td> <td>1,039,240 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 8 年度</td> <td>335,483 時間</td> <td>1,103,690 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 9 年度</td> <td>265,658 時間</td> <td>903,998 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td>267,504 時間</td> <td>904,526 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年度</td> <td>264,170 時間</td> <td>901,957 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>247,477 時間</td> <td>867,357 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 13 年度</td> <td>(当初予算)</td> <td>813,238 千円</td> </tr> </table>	平成 7 年度	329,859 時間	1,039,240 千円	平成 8 年度	335,483 時間	1,103,690 千円	平成 9 年度	265,658 時間	903,998 千円	平成 10 年度	267,504 時間	904,526 千円	平成 11 年度	264,170 時間	901,957 千円	平成 12 年度	247,477 時間	867,357 千円	平成 13 年度	(当初予算)	813,238 千円	継続				総務部
平成 7 年度	329,859 時間	1,039,240 千円																									
平成 8 年度	335,483 時間	1,103,690 千円																									
平成 9 年度	265,658 時間	903,998 千円																									
平成 10 年度	267,504 時間	904,526 千円																									
平成 11 年度	264,170 時間	901,957 千円																									
平成 12 年度	247,477 時間	867,357 千円																									
平成 13 年度	(当初予算)	813,238 千円																									
非常勤制度及び報酬等の見直し	非常勤制度の今後のあり方について、抜本的な見直しを行うとともに、現行の報酬等の支給基準等についても見直しを行い、条例・規則上の整備を行う。	実施					総務部																				
職員手当の見直し	<p>特殊勤務手当や通勤手当等の諸手当について、その支給基準を国基準等に改める。</p> <p>(当面の取り組み課題)</p> <p>特殊勤務手当 市税等(市税又は国民健康保険料)事務従事手当 通勤手当</p> <p>(参考)</p> <p>特殊勤務手当 平成10年4月、以前33種類あった手当を廃止(5種類)、統合(5種類)を行い、現在、23種類となっている。また、平成12年度には社会福祉事務手当の一部の事務について、月額から日額に改めた。 平成13年5月から市税等(国保)事務従事手当の支給方法の変更について検討中である。従来、市税等の徴収手当は、件数、納入金額に比例して支給していたが、これを日額支給に改めようとするもの。</p> <p>通勤手当 交通用具利用者にとっては、現在、交通機関利用者と同じ支給方法となっているものを、通勤距離に応じた支給方法(燃料費等)に、交通機関利用者にとっては、1ヵ月の定期券の価格で支給しているものを、原則として6ヵ月の定期券の価格での支給にそれぞれ変更しようとするもの。</p>	継続					総務部																				

4 . 財政運営の改革・改善

平成7年度から続く実質収支赤字からの脱却を図るとともに、地方分権の進展や少子高齢化の中で、ますます多様化する市民ニーズにも的確に対応できる、安定した財政基盤の確立に向けた財政運営を行う。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
経常経費の抑制	<p>硬直化した財政構造の改善に向けて、職員数の削減等による人件費の抑制、事務事業評価に基づき適正な予算配分などで経費の抑制を図る。</p> <p>(参考) 長期財政運営の見通しの中で平成13年度普通会計職員数を平成14年度から23年度当初までに400人削減して人件費の抑制を図る。 事務事業評価に基づき、平成14年度から事務事業の見直し及び統廃合を進め、効果的な予算編成に努める。 平成14年度を初年度とする第2次行政改革推進実施計画により、経費の削減に努める。 第2次行政改革推進実施計画をベースに各計画期間ごとの財政計画を策定する。</p>	継続					企画財政部
債務負担行為の抑制	<p>債務負担行為は、将来歳出予算を拘束することとなるため、事業の取り組みにおいては、事業計画だけでなく、将来的な財政見通しも考慮した中で事業選択を行い抑制に努める。</p>	継続					企画財政部
連結バランスシートの作成	<p>企業会計の手法を取り入れた財政分析を進めるため、総務省の作成基準に基づき、普通会計のバランスシートを作成し、さらに、全会計の連結バランスシートの作成につなげる。</p>	実施					企画財政部
土地開発公社の長期保有地等の買戻し基本計画に基づく具体化	<p>土地開発公社の経営健全化の観点から、長期保有地等の買戻しについては、本市の財政状況を踏まえながら基本計画に基づき順次具体化を図る。</p>	継続					財務部
各特別・企業会計の健全化計画の策定	<p>独立採算が基本となっている各特別・企業会計においては、経営健全化に向けた財政計画を策定し、累積赤字の解消や経営合理化を図る。</p> <p>(参考) 下水道特別会計は、平成13年度から平成20年度までの健全化計画の進捗状況を踏まえ、新たな計画を策定する。 水道局は、平成12年度から平成14年度までの健全化計画の進捗状況を踏まえ、15年度以降の計画を策定する。 市民病院は、平成14年度から5ヶ年間の健全化計画を策定する。</p>	継続					各 部

5 . 行政の情報化（IT活用）

社会全体の情報化の流れに沿って、行政においても積極的にIT活用を進め、行政事務のより迅速な処理と効率化を図るとともに、行政サービスの向上に努める。

（削減目標 約20人）

課 題	取り組み内容	短 期			中 期	長 期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
財務会計システムの高度利用	財務会計システムを拡充し、有効活用することにより、予算、会計、契約、庶務等の事務の効率化を推進する。	継続					企画財政部 各部
住民基本台帳ネットワークシステム化 (全国ネットワーク化)	住民の居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、住民情報及び住民票コードによる、全国共通の本人認証ができる仕組みを構築する。 (参考) 平成11年8月住民基本台帳法改正 平成15年8月実施予定	一部実施	実施				市民生活部
電子申請の実現(総合行政ネットワーク)	電子政府・電子自治体の着実な推進を図ることを国の基本方針としており、国の霞ヶ関WANと地方自治体でつくる総合行政ネットワーク(LGWAN)を結び、国庫補助申請などができるシステムを構築する。 (参考) 現在大阪府が主体となり、府下市町村とネットワークシステムの構築を協議中。	検討	実施				企画財政部
デジタル文書のワークフローシステムの構築(行政文書の電子化)	行政文書全般の電子化を含め、電子決裁による意思決定時間の短縮と文書保存スペースの削減、情報公開の迅速化及びペーパーレスを推進し、事務の効率化を図る。 (参考) 文書作成の効率化 電子決裁 迅速な情報公開 保管場所の縮小(ペーパーレス)	検討		実施			企画財政部 総務部
情報システムの見直しに関する調査	本市のITシステムについて、行政の効率化、市民サービスの向上を図るため、民間コンサルタントによる調査を行い、今後の情報化システムの再構築を図る。	実施					企画財政部
税情報の共有化	行政執行には所得情報等が必要な分野が多く、必要とする関係課へ税情報を提供(税情報を共有化)することにより、業務の効率化、迅速化を図る。 (参考) 平成13年2月6日 枚方市情報公開・個人情報審議会 平成13年11月から、市民税課の所得情報を保護課など6課に提供する。今後は、固定資産税情報、収納情報など共有の拡大を図っていく。	実施					総務部 財務部

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17-19	20-23	
契約制度(電子入札制度等)の改革	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施工の確保」「不正行為の排除の徹底」が基本原則として規定されたことから、これまで以上に契約制度の「透明性・競争性・客観性」を高める。</p> <p>適正な施工の確保と一括下請負等の不正行為の排除の徹底を図るため検査体制を強化する。</p> <p>電子入札・電子入札参加資格審査登録などの電子調達情報や郵便入札を導入することにより、契約事務の効率化・高度化を図る。</p> <p>入札監視委員会の設置</p> <p>(参考)</p> <p>国土交通省の指針(目標年次) 市町村は平成16年度一部本運用、平成22年度完了 平成13年度6月からHPに工事発注(制限・公募・工事希望)及び入札執行調書を掲載する。 大阪府は平成13年度入札情報をHPで公開、平成14年度入札参加資格登録受付、平成15年度電子入札実施予定。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の指針にチェックシステムが盛り込まれたのに伴い、入札監視委員会を設置する。第三者による入札過程・内容の審査を受けることにより、契約事務に対する圧力排除、不正行為を排除し、公正な執行を図る。</p>	検討 一部実施 実施	実施	実施			財務部
市民総合窓口ネットワークの構築	<p>枚方市テレピア計画に基づき、各種証明書発行など市民の利便性と本市窓口業務の効率化を図るため、市民総合窓口ネットワークシステムの構築を図る。</p> <p>平成13年12月 市役所本館1階及び各支所(津田支所・香里ヶ丘支所・北部支所)において、住民票、印鑑登録、税関係証明発行の実施。</p> <p>平成14年度以降の取り組み 上記証明に加えて、市民課関係業務(住民異動、印鑑関係、戸籍関係、外国人登録)年金課関係業務(年金異動届出、申請受付)国民健康保険課業務(国民健康保険届出、申請受付)障害福祉課関係業務(医療費申請受付)高齢社会室関係業務(老人医療届出、申請受付)保育課、学務課関係業務(届出、受付)等の窓口の一元化を図り、ワンストップで全ての用件が済むような総合窓口の構築をめざす。</p>	一部実施	実施				企画財政部
戸籍事務オンラインシステムの導入	<p>戸籍を一括管理し、事務処理を正確かつ迅速に行うため戸籍事務オンラインシステムの導入を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>将来、総合窓口での戸籍発行を前提に電算化を図る。</p>	検討		実施			市民生活部
住民健康情報管理システムの導入	<p>老人保健や母子保健に係る事務処理の効率化を進めるため、住民基本台帳・税情報と連結した住民健康情報管理システム導入を図る。</p>	実施					福祉保健部

6. アウトソーシングの導入

民間企業、PFI及びNPO等に委ねることが可能な事務事業については、現行の行政サービスの水準に配慮しながら、より少ない経費で効果的に事務執行を行うため、積極的かつ広範囲にアウトソーシングの導入を図る。

(削減目標 約220人)

課 題	取り組み内容	短 期			中 期	長 期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
広報ひらかた発行業務	広報編集業務の一部について委託化を図る。	実施					市長公室
本庁舎警備業務	庁舎管理の一層の強化と警備業務の効率化を図るため現在、市職員、非常勤職員及び臨時職員で対応している庁舎警備業務の委託化を図る。 (参考) 現行の警備業務は、開庁時については職員、非常勤嘱託で閉庁時は、臨時職員で対応。	一部実施					総務部
文書搬送業務	内部事務効率化の一環として、現在、非常勤職員で行っている、本庁と各出先機関の文書搬送業務について委託化を図る。	実施					総務部
事務機器管理業務	内部事務効率化の一環として、現在、職員で対応している事務機器管理業務について委託化を図る。	検討			実施		総務部
寄附・帰属物件の登記嘱託業務	寄附・帰属物件の登記嘱託業務の専門化を図り、事務の効率化を進めるため、特殊登記等一部を除き委託化を図る。	実施					財務部
税総合オンラインシステム維持運用業務	税務専門知識(職員)と電算情報処理技術(システムエンジニア)の役割分担を見直し、税総合オンラインシステム維持運用業務の効率性を高める。 (参考) 現在の運用体制 職員8人と常駐SE3人の計11人	実施					財務部
住居表示整備業務	住居表示整備業務の専門化を図り、事務の効率化を進めるため、一部簡易な業務について委託化を図る。	検討	実施				市民生活部
住民票異動届入力業務	住民票異動届入力業務の専門化を図り、事務の効率化を進めるため、市民課及び3支所の入力業務の委託化を図る。	検討	実施				市民生活部
日本赤十字社関係及び共同募金等業務	日本赤十字社関係及び共同募金等業務の効率化を図るため、地域の各種団体と連携をとりながら、地域に密着した活動を行っている、社会福祉協議会に業務の委託化を図る。	検討		実施			福祉保健部

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
高齢者生きがい創造 学園事業	高齢者の「生きがい」づくりと社会参加の契機とすることを目的とした、高齢者生きがい創造学園事業のより効果的、効率的運営を行うため事業執行の委託化を図る。 (参考) 高齢者生きがい創造学園事業は、50歳以上の市民を対象に各種講座(15講座)を開催し、高齢者の「生きがい」づくりと社会参加の契機とする事を目的に設立。	検討	実施				福祉保健部
公立保育所運営業務	平成9年の児童福祉法改正に伴い、保育所の入所が措置から選択制へ転換されるなか、子育てニーズの多様化に対応していくため、公立保育所の運営、役割を見直し民間活力の導入や民間活力による保育事業の拡充を図る。 これら基本的な考えに立って当面、平成16年度から平成20年度までの間に、3ヶ所程度を社会福祉法人への委託化を図り、21年度以降も児童数、職員の退職状況等を踏まえて職員の配置見直し及び委託化の拡大を図る。 (参考) 現在の保育所数51ヶ所 ・公立保育所18ヶ所(定員1,700人) ・私立保育所33ヶ所(定員3,265人) 平成13年6月19日に「就学前児童対策検討委員協議会」が設置され、公立保育所のあり方についても協議検討。(平成13年8月18日に中間のまとめ報告あり、12月頃に最終的な提言予定)	検討		一部実施			福祉事務所
市立病児保育室運営 業務	民間医療機関における事業展開を見極めながら、市立病児保育室運営業務の委託化を図る。 (参考) 病児保育室 ・市立病児保育室(市民病院内)昭和54年開設 定員5人(年間利用者:平成12年704人) ・枚方病児保育室(香里団地内)昭和44年開設 定員8人 ・ピッコロケアル-ム(東山)平成10年開設 定員4人 (年間利用者:枚方病児保育室、ピッコロ含め12年2,508人)	検討			実施		福祉事務所
火葬場維持管理業務	既存の火葬場維持管理業務については、平成18年度新火葬場供用開始予定時に合わせて委託化を図る。	検討			実施		環境対策部
市営葬儀業務	新火葬場稼動時に、火葬場維持管理運営と併せて市営葬儀についても「規格葬儀」方式などによる委託化を図る。	検討			実施		環境対策部
衛生分室用務業務	業務の実態、効率化等を踏まえ、衛生分室の用務業務(清掃・営繕・連絡業務)の委託化を図る。		実施				環境対策部

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
ごみ収集・処理業務	<p>ごみ半減化実施計画に基づきごみ減量化に努め、ごみ収集処理業務の委託拡大を図るとともに、職員体制の見直しなどにより業務の効率化を図る。</p> <p>ごみ収集業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ごみ収集体制の見直し ・特別ごみ収集体制の見直し ・ビン・空き缶回収の民間委託化 <p>ごみ処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三交替制業務の見直し <p>(第2プラント・第3プラント一括運営)</p> <p>(参考)</p> <p>ごみ収集業務関係</p> <p>一般ごみ収集体制見直し(平成14年4月実施予定)</p> <p>(現)一般ごみ・粗大ごみ</p> <p>4t車9台</p> <p>2t車31台</p> <p>ミニ車2台</p> <p>(改)一般ごみ・粗ごみ・大型ごみ</p> <p>4t車10台</p> <p>2t車35台</p> <p>特別ごみ収集体制見直し(平成14年4月実施予定)</p> <p>(現)大型ごみ・引越ごみ・臨時ごみ・動物死体</p> <p>2t車4台</p> <p>ダンプ4台</p> <p>(改)臨時ごみ・動物死体・不法投棄対策・苦情処理</p> <p>ダンプ3台、ミニ車2台</p> <p>ビン・空き缶回収</p> <p>(現)モデル地区外 2t車 8台</p> <p>モデル地区 資源回収車6台</p> <p>庶務担当</p> <p>(改)民間委託(平成14年4月実施予定)</p> <p>ごみ処理業務</p> <p>三交替制の見直し(平成14年4月実施予定)</p> <p>(現)第2プラント 4班体制</p> <p>第3プラント 4班体制</p> <p>破碎設備</p> <p>(改)第2プラント及び第3プラント一括運営</p> <p>班体制検討中</p> <p>破碎設備</p>	実施					第1事業所
第2清掃工場の施設維持管理業務	第2清掃工場の施設維持管理業務は、既存施設の穂谷川清掃工場との整合性を図り、委託化を基本に検討を行う。	検討			実施		東部整備部
道路維持補修業務	道路維持補修及び交通安全維持補修業務等の委託化拡大により業務の効率化を図る。	継続					土木部
公園施設維持管理業務	<p>公園内のごみ収集業務の委託導入を図るとともに、今後、新設する予定の公園の維持管理業務については委託化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>都市公園の開設状況(平成12年度現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上 240ヶ所 166.73ha ・500㎡未満(小規模)307ヶ所 89,457㎡(8.95ha) <p>(小規模公園及び市民の森は緑化協会へ委託済み)</p>	実施	継続				土木部
下水道維持管理業務(景観水路等含む)	下水道維持管理業務(景観水路等含む)の一部について委託化を図る。	継続					下水道部

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
21 学校警備業務	<p>中学校への機械警備の導入に引き続き、災害時の避難場所となっている小学校への導入については、中学校への機械警備導入状況を検証した後、一定期間の推移を見た上で検討していく。</p> <p>(中学校の機械警備導入時期)</p> <p>平成13年9月に9校 三 中、招提中、楠葉中、楠葉西中、長尾中、杉中、招提北中、長尾西中、津田中</p> <p>平成14年9月に9校 一 中、四中、枚中、中宮中、東香里中、山田中、渚西中、桜丘中、蹊跼中</p>	実施					管理部
22 学校給食業務	<p>共同調理場の老朽化が進むなか、学校給食業務の安全確保と効率的な調理業務を図るため、一部共同調理場の単独調理場への変更を前提とした、運営方式を検討していく。</p> <p>(参考)</p> <p>調理場数 ・共同調理場 3ヶ所 ・単独調理場 21ヶ所</p>	検討			一部実施		管理部
23 水道局施設維持管理業務	<p>平成15年度に第7次拡張事業が終了することに伴い、今後、維持管理業務を中心とした体制づくりが必要のため、「水道局施設整備計画」を策定し、送配水管及び施設の維持管理について、民間活力の導入も踏まえ検討していく。</p>	継続					水道局
24 水道局給水装置修繕業務	<p>給水装置の修繕業務の内、専門的技術を要しない軽易な業務について委託化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>給水装置の修繕の内、専門的な技術を要しない極めて軽易な修繕(パッキンの取替や応急の止水)で指定店と競合しないものは、有限会社枚方市水道サ-ビスセンター-への委託化を図る。</p>	検討	実施				水道局
25 市民病院中央材料室運営業務	<p>中央材料室業務を民間委託することにより、業務の集中化・効率化を図り、入院外来の看護業務の軽減及び患者サ-ビスの充実を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>中央材料室業務は医療現場に安全な医療器材の供給を行うため、病棟や外来部署から持ち込まれた使用後の不潔器材の洗浄、滅菌業務が主たる業務となっている。しかし、手術室においては独自で洗浄、消毒を行っており、中央材料室業務が分散の状況にある。また、今日では洗浄、滅菌業務にとどまらず医療器材物品の管理や感染防止の重要性がから感染予防対策を一層進めることが必要となっていることから、委託化を図るものである。</p>	実施					市民病院
26 市民病院施設管理業務	<p>病院施設管理業務を平成17年度に全面民間委託化を図る。</p>	一部実施			実施		市民病院

7. 事務事業の再構築

事務事業の目的や役割及び実効性の見地などから検討を行い、効果の見出しにくいものや必要性の乏しいもの、あるいは、既に役割を終えたものなどについて、事務事業そのものの廃止を含めた見直しを図る。

(削減目標 約160人)

課 題	取り組み内容	短 期			中 期	長 期	所 管
		14	15	16	17-19	20-23	
校区内組織の統合と助成制度の見直し	地域住民組織と行政との役割分担のあり方を検討し、総合的かつ効果的な地域自治振興を確立するため、校区内組織の統合と助成制度の見直しを行う。	継続		実施			市長公室
納税奨励制度の見直し	<p>自主納付の定着や口座振替の加入増など状況の変化と、税の公平性の観点から、市税の納税に関する奨励制度の見直しを行う。</p> <p>市府民税普通徴収分及び固定資産税・都市計画税に係る前納報奨金制度について、先進都市の調査等も行い廃止の方向で検討を進める。</p> <p>納税貯蓄組合法に基づく、各納税貯蓄組合への補助金交付の廃止と、納税貯蓄組合協議会への負担金削減を行う。</p> <p>(参考)</p> <p>前納報奨金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年4月に報奨金の交付率及び上限の設定などの改正を行い現行制度で実施。 現行制度は第1期の納期限内に全期前納した場合、期別税額(30万円×0.5/100×前納月数)18,000円を上限として報奨金を支給。 <p>納税貯蓄組合</p> <ul style="list-style-type: none"> (現行)納税貯蓄組合への補助金 組合員数×1,000円を上限 (現行)納税納付組合協議会負担金 定額2,200千円+組合数×2,000円 	検討			実施		財務部
国民年金事務の見直し	国民年金法改正により、平成14年度から保険料部門が国直轄業務となることから、事務量に応じた年金事務の見直しを行う。	実施					福祉保健部
ふるさと農園管理運営業務の見直し	<p>現在、枚方市障害者事業協会の委託事業として運営している、ふるさと農園管理運営業務を社会福祉法に基づく、第1種社会福祉事業施設として位置付け、民間活力を前提とした事業への転換を図るとともに、市民に開かれた交流の場として、特色ある施設運営への活性化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>(施設名)ふるさと農園 (所在地)枚方市王仁公園2-2 (対象者)障害者の自立と社会参加を促進するため、特段対象などの定めはない。 (所管課)福祉事務所 障害福祉課 (現行の運営内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立及び社会参加に係る啓発 陶芸、工芸等に関する講習会、講座の開催 ふるさと農園の施設を市民相互の交流に供すること ふるさと農園を障害者の就労実習の場に供すること <p>(現行の運営方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 枚方市障害者事業協会へ委託 	実施					福祉事務所

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
幼児療育園・すぎの木園の業務統合	<p>近年増加している重複障害児の受入体制の充実を図るため、肢体不自由児施設（幼児療育園）と知的障害児通園施設（すぎの木園）の両施設の統合も視野に入れ、新たな障害児施設の整備を進める。</p> <p>(参考)</p> <p>知的障害児通園施設(すぎの木園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津田東町2-35-2 就学前児童定員40人 ・知的障害児を通園により、保育による生活訓練の実施。 ・12年度延べ措置児童数約7,800人 <p>肢体不自由児施設（幼児療育園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三矢町4-10 就学前児童定員40人 ・肢体不自由児を母子通園により、本施設に通わせ理学療法や作業療法、言語訓練の医学的対応と保育による生活訓練を行い、早期療育を実施。 ・12年度延べ措置児童数約4,600人 	検討			実施		福祉事務所
水質検査業務の再編整理	<p>現在、環境公害課と下水道部施設課で行っている水質検査業務を統合し、工場の届出、指導及び工場排水の分析を一元化し、業務の効率化と分析機器の有効利用を図る。</p>	実施					<p>≒環境対策部</p> <p>下水道部</p>
し尿処理手数料徴収業務の廃止	<p>公共下水道の普及率向上によるし尿くみ取り世帯の減少や口座振替制度の利用状況を踏まえ、非常勤職員によるし尿処理手数料徴収業務を廃止する。</p>	実施					環境対策部
し尿収集・処理業務の整理縮小	<p>公共下水道の整備等にあわせて収集体制の整理縮小を行うとともに、一定の段階で委託化を図っていく。また、処理業務についても段階的に縮小していく。</p> <p>し尿収集業務の整理縮小・委託</p> <p>し尿処理業務の整理縮小（汚泥焼却処理の廃止）（運転系列の半減化）</p> <p>(参考)</p> <p><し尿収集業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に公共下水道への放流を前提に収集業務の縮小化を順次、図っていく。 <p><し尿処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度公共下水道への放流を前提に業務縮小化を図る。 ・平成13年度から平成14年度に汚泥焼却設備の稼働停止予定。 ・平成16年度を目途に現在2系列運転業務を1系列に切り替え予定。 ・平成22年度に公共下水道(鴻池幹線)への放流予定。 	継続 検討		実施			環境対策部
北部下水処理場業務の廃止	<p>経営健全化計画に掲げられた具体策の一つである、北部下水処理場の淀川左岸流域下水道渚処理場への切替えについて、その切替えがスムーズに行えるように、当該業務の段階的な整理縮小を行う。</p> <p>水質検査体制の見直し (事務事業の再構築 - 水質検査業務の再編整理で別掲) 夜間・休日業務の委託化</p> <p>(参考)</p> <p>暫定施設としての北部下水処理場は、渚処理場の処理能力増強整備状況に合わせて廃止予定 (廃止予定時期は平成17年度末) 脱水処理業務は既に13年4月委託化 平成15年度休日・夜間業務の委託化予定 平成17年度施設廃止予定</p>	実施 検討	実施		廃止		下水道部

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
学校園校務員業務の配置基準見直し	<p>学校園の校務員業務の配置基準の見直しを、年次的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校は正職員1人、幼稚園は(注)1人 ・(18学級を超える学校は(注)1人加配) ・校務員配置基準見直しは、平成14年度以降、小規模校から順次実施。 ・学校園の環境整備班の設置 	一部実施					管理部
公立幼稚園の一部廃止	<p>平成15年4月に16園中5園の廃止を決定しているが、現在の少子化傾向や保護者のニーズの変化などによる幼稚園児の減少を勘案しながら、引き続き効率的運営に努める。</p> <p>公立幼稚園5園の廃止(平成15年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春日、山田、招提、明倫、山之上 <p>(参考)</p> <p>廃止予定の5園は14年度4歳児募集停止</p>		一部実施				学校教育部
公民館管理運営業務の見直し	各公民館における主催事業のあり方や運営方法等を見直し、市民の自主的活動を基本に据えた効果的、効率的運営に取り組む。	検討			実施		社会教育部
留守家庭児童会運営業務の見直し	<p>これまでの留守家庭児童会事業と、全児童を対象とした放課後対策との整合性を取る形で、新しいモデル事業を実施する。</p> <p>モデル事業の実施</p>	一部実施					社会教育部
図書館管理運営業務見直し(分館・分室・自動車文庫事業)	<p>分室の統廃合を継続するとともに(現)関西外国語大学図書館を本市の中央図書館として位置づけ整備を行うとともに、分館及び自動車文庫事業の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館を整備していく中で、現在の中央図書館としての機能が分散している自動車文庫・障害者サ・ビス及び分室担当事務所を中央図書館に集中させ、職員の再配置による事務の効率化を図る。 ・中央図書館のサ・ビスエリアにある分館を中心にサ・ビスのあり方を見直し、さらに自動車文庫の巡回ステ・ションの見直しを行う。 ・図書館運営委員協議会の提言を尊重し、分館エリア内にある分室の利用状況等を踏まえ、14年度以降も引き続き見直しを行う。 <p>(参考)</p> <p>今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館分室のコンピュータ・ネットワークの構築。 	継続					図書館
図書館開館時間の見直し	コンピュータネットワークが全館で完成したのち、開館時間の繰り上げに取り組む。	検討	実施				図書館
選挙管理委員会事務局の再編整理	選挙事務の特殊性により繁忙期が選挙時に偏ることから、選挙時の動員体制に配慮しながら、平常時の選挙管理委員会事務局の体制を見直す。	検討		実施			選挙管理委員会

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
市民病院運営業務の見直し	<p>医療制度の抜本的な見直しを踏まえ、関西医科大学枚方新病院が開設されることなどにより、本市・北河内を取り巻く医療環境の大きな変化が予測されるなか、市民病院の公的役割や診療機能、規模、経営等病院運営業務の抜本的な見直し改革を行う。</p> <p>改革については、市民病院基本問題懇談会の報告内容を踏まえ、市民病院基本構想策定委員会（庁内組織）専門委員会などでの論議を経て平成14年秋頃に基本構想を策定し実施していく。</p> <p>(参考)</p> <p>平成13年8月17日(平成13年4月20日第1回懇談会開催)「市民病院基本問題懇談会」から市民病院のありかたについての提言がなされた。</p> <p>懇談会の報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明な医療と病院経営・安心できる医療を提供する公的病院としての市民病院のあり方 ・関西医大との相違点・競合点を踏まえた市民病院のあり方 ・少子高齢化など将来的な医療ニーズに対応する市民病院のあり方 ・税の投入(市民負担)を要する公的病院としての市民病院のあり方 <p>今後市民病院の将来のあり方について検討進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民病院基本構想策定委員会 (庁内委員会：一定の方向性を明らかにする) ・専門委員会：意見を求める <p>将来構想策定にあたり必要な医療・保健・福祉に関する今後の広域的・将来的なニーズを明らかにするため、市民意識調査、医療ニーズ基礎調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズ基礎調査の実施 (診療機能、規模、経営計画等の具体化) ・将来構想の策定(平成14年秋頃) 	検討		実施			主 企画財政部 市民病院
各種補助金の見直し	行政評価の内容などを踏まえながら、状況に応じて、廃止、統合、減額などの見直しを進める。	継続					主 行財政再建 緊急対策室 各 部

8 . 事務事業の効率的執行

事務事業全般にわたって職員配置や執行方法等の点検を行い、行政サービスを低下させることなく、簡素で効率的な行政執行を図るための見直しを進める。

(削減目標 約70人)

課 題	取り組み内容	短 期			中 期	長 期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
行政機構の改革	<p>地方分権の時代に対応できる、簡素で効率的な行政機構の確立に向けた取り組みを継続するとともに、事業計画、予算編成等の内部管理運営に係る権限を持つ事業部制への移行を視野に入れた機構改革を進める。また、特別・企業会計では下水道特別会計の地方公営企業法適用に向けた検討や枚方市民病院事業の同法全部適用についての検討を行う。</p> <p>(参考) 今後の取り組み ・行政評価システムや第2次行政改革推進実施計画の達成状況を確認しながら、社会経済情勢の変化に柔軟な対応ができ、市民ニーズに的確に応えていくことのできる組織機構を構築し、分権社会に適応する21世紀型行政システムの確立を図る。</p> <p>この間の取り組み ・平成8年度から行政改革推進実施計画の改革課題として、組織の活性化を図り、簡素で効率的・効果的な機構の確立をめざしていくことを目的に、順次行政機構の改革を実施してきた。平成13年4月の機構改革では、係を全廃するとともに、課長補佐級を中心とした担当リ-ダ-制を導入し、責任のフラット化を図ってきた。 ・事業部制の導入時期については、条件整備が整い次第速やかに実施する予定。</p> <p>下水道事業については、地方公営企業法の規定を適用するか否かは、各地方公共団体の任意とされ義務づけはされていない。しかし、国の指導として経理内容の明確化を図るため、地方公営企業法の財務規定等を適用し、その財務を処理することが適当であるとされている。 市立枚方市民病院の地方公営企業法の全部適用については、経営責任の明確化を図るため。</p>	継続					企画財政部
庶務業務の見直し	<p>財務会計システムの高度利用や行政の情報化により、事務の効率化を進めるとともに、現在、課単位となっている業務の部単位等への集中化を図り、庶務担当職員の配置を見直す。</p>	検討	実施	継続			主 総務部 各 部
ダイヤルイン導入の推進	<p>ダイヤルイン導入に適している部署を検討し、積極的な推進を図り、電話交換業務の縮小化に努める。</p>	継続		一部実施			総務部
市税徴収嘱託員制度の確立	<p>市税徴収事務のより効率的、効果的な執行を図るため現在、職員で対応している徴収業務の一部について、先進都市の事例等も調査し、市税徴収嘱託員制度導入に向けての検討を行う。</p>	検討	一部実施	実施			財務部

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
市駅サービスセンター及びふれあいセンター業務の見直し	<p>ふれあいセンターの業務体制の効率化と活性化に努める。市駅サービスセンターについては、利用状況にあわせた開庁時間の変更及び職員の(注)への切替えを図る。サ - ビスセンター - の開庁時間については、「午前7時から午後7時」を「午前8時から午後8時」に変更する。</p> <p>(参考)</p> <p>サ - ビスセンター -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管 市民生活部市民課 ・開設時間 (平日)午前7時~午後7時 (土・日・祝)午前9時~午後5時15分 (休所日)木曜日、12/30~1/4 ・業務内容 住民票写し、住民記載事項証明書交付事務 戸籍の謄抄本、戸籍記載事項証明書、戸籍届出受理、不受理証明、戸籍届出の写し及び戸籍の附表の写しの交付事務 外国人登録原票記載事項証明交付申請の受付及び交付事務 印鑑登録証明書交付事務 母子手帳及び健康手帳交付事務 <p>ふれあいセンター -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管 市民生活部文化振興課 ・開設時間 午前10時~午後7時 (但し、ふれあいホ - ルは午前10時~午後6時) ・業務内容 文化情報等の提供 市内の伝統産業、友好都市の物産展示 障害者の製作品展示 ふれあいホ - ルの市民活動としての提供 障害者の就労促進の用に供すること (障害者事業協会運営) 喫茶わお、障害者共同作業所物産販売 	実施					市民生活部
市民課業務サービスコーナーの見直し	現在、正職員で行っている市民課業務サービスコーナー(牧野・菅原・蹊陀)の一部について、(注)への切替えを図る。	実施					市民生活部
防疫業務の見直し	防疫業務の効率的運営を図るため、現行の定期薬剤散布業務等の運営方法や職員の配置見直しを行う。	一部実施		実施			環境対策部
岡東自動車駐車場管理運営業務の見直し	業務の効率的運営を図るため、現在、施設管理サービス公社に委託している管理運営業務にかかる人員配置の見直しを行う。	実施					土木部
排水設備等改造工事完了検査業務の見直し	現在、正職員で行っている排水設備等改造工事完了検査業務の一部について、(注)への切替えを図る。	検討		実施			下水道部
交通専従員の配置見直し	信号機等の安全施設の整備による通学路の改善に沿って、専従員配置の見直しを進める。	継続					学校教育部

9 . 外郭団体及び関係団体運営の見直し

本市が出資及び職員派遣等を行っている外郭団体や関係団体の経営状況等について、財務指導分析調査の結果なども参考にしながら検証し、状況に応じて団体に対してより効率的かつ自立した運営に向けた取り組みを促すことで本市からの負担金や補助金の削減を図る。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
公益法人等の外郭団体の再編整理の検討	本市が出資及び職員派遣等を行っている公益法人等の外郭団体の運営安定化に向けた再編についての検討を行う。	実施					≡行財政再建 緊急対策室 各 部
任意団体の再編整理	外郭団体のうち任意団体について、廃止または類似的団体及び所管課内の組織に編入することを原則に再編整理を行う。 (参考) 対象となる任意団体 ・ 枚方市勤労市民互助会 ・ 枚方市交通対策協議会 ・ 枚方市防犯協議会 ・ 枚方市障害者事業協会 ・ 枚方文化観光協会	実施					≡行財政再建 緊急対策室 各 部
職員派遣の見直し	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、外郭団体への職員派遣の見直しを行う。	実施	継続				総務部
外郭団体の運営改善による本市からの負担金、補助金の削減	財務指導分析調査の経営診断結果に基づき、外郭団体に対して効率的運営を求めることで、本市からの負担金、補助金の削減を図る。	実施	継続				≡行財政再建 緊急対策室 各 部
本市が管理市である一部事務組合に対する負担金の抑制	本市が管理市である枚方寝屋川消防組合及び淀川左岸流域下水道組合に対して、本市に準じた行政改革の実施を求め、負担金の抑制を図る。	継続					市民生活部 下 水 道 部

10. 環境保全への対応

良好な生活環境の保全のための対応として、行政改革の取り組みの中で、資源循環型社会の構築と大気汚染防止及び地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制に向けた方策を進める。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
公用自動車の台数削減及び低公害車への買換え促進	行政自らも大気汚染防止に向けた具体的取り組みを示すため、公用自動車の台数削減及び低公害車への買換えを促進する。	継続					主 環境対策部 総務部
ごみ半減化の促進	平成10年度から平成20年度までの間に、焼却ごみ量を半減化することを目標として策定した「ごみ半減化実施計画」の取り組みを継続する。 (焼却ごみ量 141,308t 71,700t) (参考) 平成20年度に平成9年度焼却ごみ量 143,412 トンの半減化(71,700 トン)に努める。 ごみ減量の状況 平成9年度 143,412 トン 平成10年度 141,308 トン 2,104 トン 1.5 % 平成11年度 125,840 トン 17,572 トン 12.3 % 平成12年度 122,211 トン 21,201 トン 14.8 % 継続的なごみ減量化に向けた取組み ・プラスチック、紙・容器包装材のリサイクル推進 ・事業系廃棄物の多量排出者への減量指導 ・生ごみの減量化に向けた堆肥化施策の充実 ・発生抑制、再使用を促進させる市民・事業者の体制づくり ・有料化によるごみ減量の推進など ・プラスチックのモデル試行 平成13年7月 田口自治会(約90世帯) 招提公社自治会(約400世帯) 平成13年10月 小松社宅(約130世帯) 船橋自治会(約100世帯)	継続					第1事業所
ISO14001の認証適用範囲拡大	平成13年度に引き続き、認証適用範囲拡大に向けた取り組みを継続する。 (参考) 平成13年10月認証取得予定 取得範囲は、「ごみの収集処理、し尿の収集処理、給食の調理、下水処理、医療に関する業務、小中学校、幼稚園」を除くすべての市の事務・事業。今回、該当しなかった業務についても今後、対象範囲に含めていく予定。 認証取得・更新費用 ・登録後1年毎にサ・ベイランス費用 約1,000千円 ・3年毎に更新審査費用約2,500千円 ・更新審査で増える施設1施設につき300千円	継続					環境対策部
来庁者、利用者用自動車駐車場の有料化	環境面及び市民負担の公平性の観点から、大量公共交通機関等の利用促進を図るため、現在、無料となっている各施設の来庁者、利用者用自動車駐車場について、順次有料化への取り組みを進める。 (参考) 基本的に市の駐車場全てを対象とする。(23ヶ所) (但し、対費用効果を見極めて判断) 有料化については、実施可能なものから順次実施する。	検討		一部実施			主 行財政再建 緊急対策室 各 部
職員のマイカー通勤等の自粛	自動車の排気ガス抑制や交通渋滞の緩和を図るため、職員に対して、マイカー通勤等の自粛を促す。	実施	継続				総務部

1 1 . 市民への情報提供体制等の充実

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民に開かれた市政を進めていくために、IT活用などにより行政から市民へ提供する情報の充実に向けた取り組みを順次行っていくとともに、個人情報の保護を徹底させる。

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
広報ひらかたの充実	広報ひらかたの活字の拡大など充実を図る。(平成14年1月から)	実施	継続				市長公室
地域情報化の推進	テレトピア計画に基づき、市内主要施設に光ファイバー網を敷設し市政情報提供システム構築を進めるとともに、インターネットによる体育施設等の予約申込み等のサービスを導入する。	継続					企画財政部
ホームページ上の行政情報の充実	インデックスページの整理やイベント情報・契約情報の公開等に引き続き、さらに、ホームページ上の行政情報の充実を図る。	継続					市長公室
パブリックコメントの導入	市民の市政への参画、市の説明責任の履行により、公正、民主的で開かれた市政の推進に向け、市民からインターネット、ファクシミリ、郵送などにより、事業、制度について意見を求めるパブリックコメントの導入を図る。	実施					市長公室

12. 財源の確保

財政の健全化を図るとともに、今後、ますます増大すると考えられる行政需要に確実に対応していくため、受益と負担の適正化なども踏まえながら、財源確保のための方策を進める。

課 題	取り組み内容	短 期			中 期	長 期	所 管
		14	15	16	17~19	20~23	
市税等の納付促進施策の推進	現在実施している納付促進施策を継続するとともに、市民税の未申告者の申告促進を図るため、通知書の発送に加えて、各戸訪問を実施し啓発を行う。市税等の滞納者に対し、補助金申請時等に完納証明書の提出を義務付け、行政サービスの制限を課すことにより納付促進を図る。共有物の共有者全員に対し納税通知書を送付し、課税情報の提供及び納税義務意識の啓発を図る。	継続 実施 実施	継続 継続				財務部
未申告償却資産の实地調査	償却資産の賦課漏れを防ぎ適正な課税を図るため、实地調査を実施する。	継続					財務部
家屋全戸調査の実施	未登記家屋の課税漏れを防止するため、利用可能な情報を活用し、課税漏れ家屋を特定したうえで臨戸調査を実施する。	継続					財務部
特定市街化区域農地の肥培管理調査及び評価見直し	特定市街化区域農地の肥培管理不足の所有者に耕作促進文書を送付し、固定資産評価、納税義務意識の理解・啓発を図るとともに、評価見直しに取り組む。	検討	実施	継続			財務部
市有財産の有効活用の推進	現在の未利用となっている普通財産について、売り払いおよび貸付を推進する。	継続					財務部
新税導入に向けた取り組み	税財源の確保のため、市税制度調査検討委員会において新税導入に向けた調査研究を行う。	継続					財務部
土地開発公社所有地の有効利用	公社所有地の事業化の時期や見込等を踏まえ、暫定的に貸付等を実施するなど有効利用を図る。	継続					財務部
使用料・手数料等の見直し	料金改定後3年以上経過した使用料・手数料等については、他市の状況やその間の物価動向等を勘案しながら、受益と負担の適正化の観点から検討を行う。	継続					≡行財政再建 緊急対策室 各 部

13. その他

課 題	取り組み内容	短 期			中期	長期	所 管
		14	15	16	17-19	20-23	
審議会等における女性委員の構成比率向上	第4次総合計画の第1次実施計画で掲げている、女性委員の比率35%の達成に向けて取り組みを進める。 (参考) 平成13年3月現在の比率 27.4%	継続					企画財政部
外部監査制度の導入	外部監査制度の導入を実施している府県や政令指定都市、中核市等の調査研究を行い、制度導入に向けて検討を進める。 (参考) 包括外部監査(自治法第252条の36) ・対象：都道府県・指定都市・中核都市 上記以外、契約による監査を受けることを条例により定めたもの (本市は13年4月から特例市) ・目的：法第2条第14項及び第15項を達成するため(第14項) 地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。 (第15項) 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図らなければならない。 個別外部監査制度(自治法第252条の39) ・対象：法第75条第1項の請求にかかる監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定めた場合	検討			実施		企画財政部

「所管」欄の※は、主として担当する部署を表す。